

ななかまど 運営規程
(介護予防)小規模多機能型居宅介護

社会福祉法人愛翁会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛翁会が設置運営する指定地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業（以下、ななかまどという。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護状態にある利用者を、通いを中心としつつ、利用者の態様や希望に応じて、随時訪問や短期の宿泊を組み合わせたサービスを提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、安心と尊厳をもって、可能な限り在宅での生活を継続することができるよう支援すること、ならびに利用者家族の身体及び精神的負担の軽減をはかることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3. 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ななかまど

(2) 所在地 相模原市緑区二本松3-8-15

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 当事業所は、介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業として運営され、「相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に示された所定の職員を配置するものとする。

(1) 管理者 1名（常勤・兼務）

(2) 介護支援専門員 3名（常勤・兼務）

(3) 介護従事者 19名（常勤8名（うち3名兼務・1名看護師）・非常勤11名

2. 1日の職員配置は、通所の利用者3名に対して1名および、訪問対応職員を1名配置。夜間は、宿泊に対して1名の夜勤者を配置、必要な訪問に対応する宿直者1名を配置する。

3. 職員は、当事業所の開設目的を達成するため必要な業務を行う。

(1) 管理者は、事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の居宅サービス事業者および介護従事者と協議の上、援助の目的、当該目的を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画書を作成する。また地域包括支援センターや必要な機関との連絡、調整を行う。

(3) 介護従事者は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活がおくれるように支援する。

(4) 看護職員は、利用者の健康状態のチェックおよび医療上必要な対応を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日	365日(年中無休)
営業時間	訪問サービス 24時間
	通いサービス 9時半から16時
	宿泊サービス 16時から翌日9時半

(利用定員)

第7条 当事業所の登録定員は24名とし、通いの利用定員は12名、宿泊の利用定員は5名とする。

(介護の内容)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 社会生活上の便宜の提供
- (5) 相談、援助

(介護計画の作成)

第9条 サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、個別に介護計画を作成する。

2. 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保につとめる。

3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

4. 介護計画の作成後も、サービスの実施状況及び利用者の態様の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

5. 介護計画作成及び変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

(利用料等)

第10条 利用料の額は、介護保険法に基づく介護報酬の告示上の額とする。

2. 前号に定めるもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。(詳細については、別に定める料金表に記載する。)

(1) 宿泊費 2, 500円(1泊)

(2) 食費 朝：400円 昼：800円 夜：800円
おやつ代：100円

(3) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用実費

3. 前項の支払いを含むサービスの提供については、事前に「重要事項説明書」をもって利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、文書に署名押印を受ける。

4. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき現金または銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

5. 請求書には、サービスの提供日数及び内容、利用者負担金の明細について記載する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は相模原市とする。

(個人情報の保護)

第12条 利用者の個人情報を含む介護計画書、各種記録については、関係法令及びガイドライン等に基づきその保護につとめる。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、就業期間中及び退職後も業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、就業規則に記載するとともに、誓約書を提出する。

(身体拘束の禁止)

第14条 サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者の等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限しない。

2. 前項の「緊急やむを得ない場合」とは、利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと(切迫性)、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと(非代替性)、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること(一時性)の3つの要件がすべて満たされた状態を

いう。

3. 前項の3つの要件の確認に際しては、管理者を含め職員間で慎重に検討されなければならない

4. 第2項により身体拘束を実施した場合は、理由、態様、時間、期間等を記録しなければならない。

(苦情処理)

第15条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備、必要に応じて関係諸機関への報告等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

3. 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4. 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(衛生管理)

第17条 指定小規模多機能型居宅介護を提供するに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3. 利用者に感染性の疾患に罹患していると思われる症状が見られた場合は、サービスの提供を中止し、家族、主治医と連絡を取るなど適切な対策を講じる。

(緊急時における対応)

第18条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(サービス利用上の留意事項)

第19条 サービス提供時において、他の利用者に著しく迷惑をかける行為（暴言、暴行など）があつて、職員の制止にも係わらず、それが繰り返し行われる場合、事業者はサービスの提供を中止することができる。

(非常災害対策)

第20条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。

2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第 21 条 小規模多機能型居宅介護が利用者の尊厳を守り、地域に開かれた環境の中で適切に行われるよう、運営推進会議を設置する。

2. 運営推進介護の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回とする。

3. 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とする。

4. 運営推進会議の様子は、記録にとどめ、関係者に公開する。

(その他運営についての重要事項)

第 22 条 従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用時 1 ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2. 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3. 訪問サービスに従事する職員は、身分証明書を携行し利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

4. この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。